

悪質な訪問販売にご注意ください!

固くらし交通安全課☎43-9524

業者が消費者の自宅を訪問して、商品や権利の販売、役務の提供を行う契約をする取り引きのことを「訪問販売」といいます。昨今、高齢者を狙った悪質な訪問販売が発生し、八戸市消費生活センターにも相談が多数寄せられています。

相談事例

- 突然訪問してきた業者に「布団を見せてほしい」と言われた。勝手に家に上がり込むと布団を見られ「糸がほつれている」と言われた瞬間に羽毛が舞った。「今すぐに打ち直しをした方がいい」と勧められ、断りきれずに約50万円の契約をしてしまった。
- 「屋根の点検を無料で行っている」と業者が自宅を訪れた。無料ならと承諾したところ「傷みが激しいのでこのままでは雨漏りの原因となる」と工事を勧められ、総額300万円の契約をしてしまった。



トラブルに遭わないために

●業者を家の中に入れないことが大切です

ドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要がなければきっぱりと断りましょう。

●その場で契約してはいけません

「無料」や「安くする」などと言われてもその場で契約してはいけません。一度契約をすると、次々と別の契約を迫られる場合があります。

●契約の取り消しができる場合があります

契約後や工事完了後でもクーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。すぐに消費生活センターに相談しましょう。



11月1日より訪問販売お断りステッカーを配布します!

市では、悪質な訪問販売による被害を未然に防止することを目的に「訪問販売お断りステッカー」を作製しました。消費者が契約をする意思がないのにも関わらず、契約を結ばせようとする行為は、特定商取引法第3条の2により禁止されています。訪問販売お断りステッカーを表札やインターホン付近に貼付し、訪問販売での勧誘を断る意思を業者へはっきりと伝えましょう。

- 配布場所** 市庁別館5階くらし交通安全課 ※数に限りがあります。



ご相談ください 八戸市消費生活センター

悪質商法・契約トラブル・多重債務

(月)~(金)8:15~17:00※(祝)、年末年始除く

電話による相談

☎43-9216

来庁による相談

市庁別館5階 くらし交通安全課内

三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町にお住まいの人の相談も受け付けています。

